二十九　出張所の位置を変更した場合（第二十七号に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

イ　出張所（第二十六号イに規定する従たる事務所に該当するものに限る。）の位置の変更をする場合

［略］

ロ　ハに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合

三十　第二十六号イに規定する従たる事務所を当該従たる事務所以外の従たる事務所としようとする場合

2　法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～四　略］

二十九　出張所の位置を変更した場合（第二十七号に掲げる場合及び次に掲げる場合を除く。）

［号の細分を加える。］

イ　［同上］

ロ　イに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合

［号を加える。］

2　［同上］

［一～四　同上］

五　特定信用協同組合代理業者の営業所又は事務所の全部又は一部において、第百一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合

六　［略］

［3～10　略］

五　特定信用協同組合代理業者の営業所又は事務所の全部又は一部において、第百一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

六　［同上］

［3～10　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和四年七月十六日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

府令・省令

○内閣府農林水産省令第十一号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）第十五条の規定に基づき、及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）を実施するため、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年七月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　金子原二郎

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）	（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）
第三十五条　次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。	**第三十五条**　次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。
（略）　（略）	（略）　（略）
第十七条第二項（第六号を除く。）　銀行法第十六条第一項に規定する主務省令で定める場合	第十七条第二項（第五号を除く。）　銀行法第十六条第一項に規定する主務省令で定める場合
（略）　（略）	（略）　（略）